

固定資産税・都市計画税通知書 送付先 設定 変更 届出書 廃止

年 月 日

和泉市長 あて

ふりがな	
所有者氏名又は名称	
所有者住所又は所在地 (住民票の住所)	〒
送付先住所	〒
方書きがある場合のみ方書き	様方
<p>裏面特記事項を承諾し、固定資産税・都市計画税に関する書類の送付先を届出ます。 送付先について、問題が生じた場合、自己の責任で解決します。</p> <p>※所有者(法人等にあつては、代表者)又は納税管理人、申請人が自署しない場合は、記名押印してください。</p> <p>住所又は所在地</p> <p>所有者 氏名又は名称</p> <p>又は 代表者氏名(法人のみ)</p> <p>納税管理人 連絡先(自宅)</p> <p>連絡先(携帯電話)</p> <hr/> <p>申請人 住所又は所在地</p> <p>氏名又は名称</p> <p>(上記と同一の場合は不要) 連絡先</p>	

備考欄

市役所使用欄	
確認	処理
月 日	月 日

特記事項

- ・ 住民票の住所や商業謄本に記載された所在地が変更になった場合は、別途、「固定資産税・都市計画税台帳登録 所在地・名称 住所・氏名 変更届」を提出します。
- ・ 送付先を変更又は廃止するときは改めて届出を行います。
- ・ 物件ごとに分割して送付先を設定できません。
- ・ 各種書類の氏名欄は、所有者等の納税義務者又は納税管理人になります。
- ・ 証明書等には送付先の場所は記載されません。
- ・ 届出をした翌年度から送付先が変更又は廃止されます。

次の①から③の場合は予告なしに送付先が廃止されることがあります。

- ① 送付先に郵便物を郵送して返戻になった場合
- ② 納税義務者又は納税管理人が死亡した場合
- ③ 滞納処分担当部署から送付される書類